

2013年1月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社

代表者 前田 良治様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町

一丁目1-1 天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申入活動終了のご通知

当団体は、貴社に対し、貴社が設定、運用をおこなう投資信託商品のうちの一部について、交付目論見書における「為替ヘッジ」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム」、「為替ヘッジコスト」等、「為替ヘッジ」及びそれに類する文言（以下、「為替ヘッジ等」といいます）」につき、2012年10月30日付の申入書にて、記載の削除または別の表現への変更を申入れました。

その後、当団体は、貴社から、2012年11月28日付の申入書に対する回答を受領いたしました。当団体にて、貴社の回答内容を検討した結果、一部認識に齟齬があるとはいえ、結論においては、「為替ヘッジ等」の表示を修正する方針が示されていることから、当団体の申入れの趣旨に沿った回答であるとの結論に至りました。当団体は、貴社の回答を、消費者（投資家）保護を目的とした自発的な消費者志向の対応と評価しており、また、自主規制機関である社団法人投資信託協会からは、2012年12月14日付で、当団体の申入れの趣旨に沿った「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正案が示されたことも鑑み、今回の申入れ活動の目的は達せられたと考え、今回の申入れ活動を終了することにいたしましたので、お知らせいたします。

なお、2013年1月15日を基準日として、当団体が、貴社ウェブサイトを通じて今回の申入れ対象商品の交付目論見書入手し検討したところ、当団体の申入れの趣旨に沿った表示の変更がなされたことを確認する事ができました。当団体の申入れに対する貴社の誠実、真摯な対応に感謝いたします。今後も、貴社の消費者志向の取組みが継続してなされることを期待しております。

なお、社団法人投資信託協会の自主規制ルールの改正動向等を踏まえて、表示の変更への取組みが不十分であるとの結論に至った場合には、再度、貴社に対し、お問い合わせ、申入れ等の対応をとらせていただくことがあることを付言いたします。

以上